

議案第9号

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（令和2年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、令和6年1月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、令和5年1月31日限り、その効力を失う。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	